

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	教科書に収載されている著作物の電子教科書への転用の許諾
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	教科書に収載されている著作物は、紙媒体として利用許諾を得たものであり、電子教科書での利用については想定されておらず、電子教科書で利用するためには、多数の権利者から許諾を得る必要がある。 また、電子教科書においては、著作者から、著作物の利用許諾条件として著作権保護技術が施されていることが必須になることもある。 電子教科書での著作物の利用に関するこのような制限が、電子教科書の展開を阻害している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法 第33条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	紙媒体の教科書では、児童に勉強への興味を持たせるために、著作物としての写真や絵画などを活用している。電子教科書では、写真や絵画の情報は、より鮮明にリアルな状態での提供が可能であり勉強の効果が高くなる事が見込まれる。 電子教科書での著作物の利用については、紙媒体の教科書において著作物の利用を許諾された物を特例的に利用できる制度や著作権法上第33条のように、文化庁が決めた補償金を支払えば著作物を使用できる制度等の整備が望まれる。